

特殊な推進装置に対する SOLAS 条約の適用に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 29 規則等においては、操舵装置に対して適用すべき要件が規定されている。IACS は、ウォータジェット推進装置や旋回式推進装置等の特殊な推進装置に対して当該規定を適用する際の解釈として IACS 統一解釈 SC242(Rev.2)案を作成し、本会も関連規則に取り入れた。

同統一解釈案は 2019 年 6 月に開催された IMO 第 101 回海上安全委員会 (MSC101) において、一部の文言等が修正され、MSC.1/Circ.1416(Rev.1)として承認された。

これを受け、IACS は、同統一解釈案を上記 MSC サーキュラーに整合させるべく見直しを行い、2020 年 1 月に IACS 統一解釈 SC242(Rev.2)として採択した。

このため、IACS 統一解釈 SC242(Rev.2)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

ウォータジェット推進装置及び旋回式推進装置に関する要件について、用語の定義等を改めた。

改正条項

鋼船規則 D 編 19.1, 19.1.2, 19.2.1, 20.1.2, 20.2.1